

令和4年11月30日

記者発表配付資料

- 令和4年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和4年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和4年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和4年12月補正予算（案）の概要

令和4年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 45件

令和4年度補正予算 ----- 10件
条例その他議案 ----- 35件

1 令和4年度補正予算 ----- 10件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	32,201,462千円	537,166,055千円
特別会計	512,521千円	287,277,148千円
企業会計	583,587千円	23,546,921千円

2 条例その他議案 ----- 35件

条例議案 ----- 7件
その他議案 ----- 28件

令和4年12月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 4 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 5 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 6 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 7 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 8 号 令和4年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 9 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 10 号 令和4年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 11 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 15 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 18 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 19 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 20 号 令和5年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 21 号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 22 号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 23 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 24 号 高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 25 号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 26 号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 27 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 28 号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 29 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 31 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案

- 第 32 号 高知県公立大学法人の出資等に係る不要財産の納付の認可に関する議案
- 第 33 号 県有財産（土地）の取得に関する議案
- 第 34 号 県有財産（土地）の取得に関する議案
- 第 35 号 県有財産（土地）の取得に関する議案
- 第 36 号 県有財産の出資に関する議案
- 第 37 号 県有財産（土地）の処分に関する議案
- 第 38 号 県有財産（土地）の処分に関する議案
- 第 39 号 県有財産（土地）の処分に関する議案
- 第 40 号 国道 441 号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の締結に関する議案
- 第 41 号 国道 494 号社会資本整備総合交付金（野瀬トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 42 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 43 号 高知県土地開発公社の解散に関する議案
- 第 44 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第 45 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案

令和4年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 11 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするもの

第 12 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、教職員・福利課、警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額並びに職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の額の改定をしようとするもの

第 13 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案

(文化国際課)

知事の権限に属する事務のうち、協議の調った町が処理している旅券法（昭和26年法律第267号）等に基づく事務について、同法の一部改正等を考慮し、当該町が処理することができる事務を書面手続により行われる場合に限る等必要な改正をしようとするもの

第 14 号 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(文化国際課)

旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正等を考慮し、一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料を廃止するとともに、一般旅券の発給の申請に係る手数料に一般旅券が受領されずに再度の申請がされた場合の区分を設けることとし、併せて国の手数料と同様に大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るため一般旅券の発給等の申請に係る手数料を減免することができるよう必要な改正をしようとするもの

第 15 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

(公園下水道課)

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の一部改正により「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」に改められることに伴い、室戸広域公園等の利用料の免除に係る規定の整理をしようとするもの

第 16 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(建築指導課)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）が一部改正されたこと等を考慮し、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料について、認定の申請の単位を建築物全体に統一するとともに、住宅部分に係る手数料に新たな区分を設ける等必要な改正をしようとするもの

第 17 号 高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案

(建築指導課)

日高村が建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき定めた災害危険区域の指定等に関する条例が施行されることを考慮し、知事の権限に属する事務のうち、同法及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づく建築主事に提出すべき計画の通知書等の受理に係る事務を協議の調った同村が処理することができるよう必要な改正をしようとするもの

第 18 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案

(会計課)

平成26年1月31日午後4時12分頃、南国市小籠一丁目1番1先の交差点において発生した交通事故による交通信号機柱の損壊に伴う復旧工事に要した費用について、平成26年12月25日に
が損害賠償金930,960円の債務を承認した
にもかかわらず、支払に応じないため、高知地方裁判所に対して訴訟を提訴することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 19 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案

(会計課)

平成26年1月31日午後4時12分頃、南国市小籠一丁目1番1先の交差点において発生した交通事故による交通信号機柱の損壊に伴う復旧工事に要した費用について、平成26年12月25日付けで主債務者及び連帯保証人

(連帯保証契約締結当時は、)との間で連帯保証契約を締結し、主債務者及び連帯保証人に対し損害賠償金930,960円を請求したが、これに応じていないことに加え、連帯保証人から令和4年8月5日付けで県を被告として高知地方裁判所に対して債務不存在確認請求訴訟が提起されたため、当該訴訟に対する反訴をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 20 号 令和5年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

(財政課)

令和5年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 21 号 高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定に関する議案

(人権・男女共同参画課)

高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立人権啓発センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町四丁目1番37号
公益財団法人高知県立人権啓発センター
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 22 号 高知県立高知公園の指定管理者の指定に関する議案

(歴史文化財課)

高知県立高知公園の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立高知公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田4563番地1
入交グループ高知公園管理組合
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 23 号 高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定に関する議案

(歴史文化財課)

高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立埋蔵文化財センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市高須353番地2
公益財団法人高知県文化財団
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 24 号 高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定に関する議案

(地域観光課)

高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立足摺海洋館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
土佐清水市三崎4032番地
株式会社高知県観光開発公社
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 25 号 高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定に関する議案

(森づくり推進課)

高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立森林研修センター研修館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
南国市双葉台7番地1
公益財団法人高知県山村林業振興基金
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 26 号 四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定に関する議案

(自然共生課)

四国カルスト県立自然公園公園施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
四国カルスト県立自然公園公園施設
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高岡郡津野町芳生野乙4921番地22号
一般財団法人天狗荘
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

第 27 号 高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立池公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立池公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 28 号 高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案

(公園下水道課)

高知県立室戸体育館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立室戸体育館
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

第 29 号 高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

(港湾・海岸課)

高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立甲浦港海岸緑地公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
安芸郡東洋町生見758番地3
東洋町
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 30 号 高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案

(港湾・海岸課)

高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立手結港海岸緑地公園
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市夜須町千切537番地90
株式会社ヤ・シィ
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 31 号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案

(生涯学習課)

高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立塩見記念青少年プラザ
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市中秦泉寺365番地2
特定非営利活動法人たびびと
- (3) 指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第 32 号 高知県公立大学法人の出資等に係る不要財産の納付の認可に関する議案

(私学・大学支援課)

高知県公立大学法人が出資等に係る不要財産を県に納付しようとするので、これを認可することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第5項の規定により、県議会の議決を求めるもの

納付する出資等に係る不要財産の内容

- (1) 土地 8筆 4,603.68㎡ 373,200,000円
- (2) 建物 20棟 3,149.32㎡ 33,380,000円

第 33 号 県有財産（土地）の取得に関する議案

(用地対策課)

高知県土地開発公社の解散に伴い、同公社と国土交通省四国地方整備局とが締結している用地取得契約における契約上の地位を県が譲り受けることとなるため、同公社が615,215,896円で取得した四国8の字ネットワーク事業（一般国道55号南国安芸道路）に要する先行取得用地の譲与を県が受けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 取得する土地の所在
安芸市赤野字宮本甲324番3ほか348筆
- (2) 面積
106,733.10平方メートル

第 34 号 県有財産（土地）の取得に関する議案

(用地対策課)

高知県土地開発公社の解散に伴い、同公社と国土交通省四国地方整備局とが締結している用地取得契約における契約上の地位を県が譲り受けることとなるため、同公社が374,287,992円で取得した四国8の字ネットワーク事業（一般国道55号安芸道路）に要する先行取得用地の譲与を県が受けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 取得する土地の所在
安芸市西浜字一ノ谷人家西2603番4ほか153筆
- (2) 面積
40,986.55平方メートル

第 35 号 県有財産（土地）の取得に関する議案

(用地対策課)

高知県土地開発公社の解散に伴い、同公社と国土交通省四国地方整備局とが締結している用地取得契約における契約上の地位を県が譲り受けることとなるため、同公社が110,782,156円で取得した四国8の字ネットワーク事業（一般国道56号窪川佐賀道路）に要する先行取得用地の譲与を県が受けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 取得する土地の所在
高岡郡四万十町見付字焼木川2350番2ほか112筆
- (2) 面積
71,808.39平方メートル

第 36 号 県有財産の出資に関する議案

(私学・大学支援課)

高知県立大学の学生寮であるあふち寮の整備が完了したことに伴い、県が所有している土地の無償貸付けに代えて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項の規定により、高知県公立大学法人に県有財産を出資することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決を求めるもの

出資する県有財産の内容

土地 1筆 1,003.98㎡ 51,700,000円

第 37 号 県有財産（土地）の処分に関する議案

(用地対策課)

高知県土地開発公社の解散に伴い県が譲与を受ける四国8の字ネットワーク事業（一般国道55号南国安芸道路）に要する先行取得用地を同公社の取得価額615,215,896円に補償費、事務費及び金利に相当する額を加えた額で処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 処分する土地の所在
安芸市赤野字宮本甲324番3ほか348筆
- (2) 面積
106,733.10平方メートル

第 38 号 県有財産（土地）の処分に関する議案

(用地対策課)

高知県土地開発公社の解散に伴い県が譲与を受ける四国 8 の字ネットワーク事業（一般国道55号安芸道路）に要する先行取得用地を同公社の取得価額374,287,992円に補償費、事務費及び金利に相当する額を加えた額で処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 処分する土地の所在
安芸市西浜字一ノ谷人家西2603番4ほか153筆
- (2) 面積
40,986.55平方メートル

第 39 号 県有財産（土地）の処分に関する議案

(用地対策課)

高知県土地開発公社の解散に伴い県が譲与を受ける四国 8 の字ネットワーク事業（一般国道56号窪川佐賀道路）に要する先行取得用地を同公社の取得価額110,782,156円に補償費、事務費及び金利に相当する額を加えた額で処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 処分する土地の所在
高岡郡四万十町見付字焼木川2350番2ほか112筆
- (2) 面積
71,808.39平方メートル

第 40 号 国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
4,455,352,000円
- (4) 契約の相手方
香川県高松市田町11番地5
飛島・豚座・福寿特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
令和7年11月30日

第 44 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

(私学・大学支援課)

高知県公立大学法人に県有財産を追加して出資し、及び同法人が出資に係る不要財産を県に納付することに伴い、その出資を受ける資産を定款に規定し、及びその納付する資産を定款から削除する必要があるため、高知県公立大学法人定款の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

出資する県有財産の内容

土地 1筆 1,003.98㎡ 51,700,000円

納付する出資等に係る不要財産の内容

(1) 土地 8筆 4,603.68㎡ 373,200,000円

(2) 建物 20棟 3,149.32㎡ 33,380,000円

第 45 号 高知県公立大学法人に係る中期目標の制定に関する議案

(私学・大学支援課)

高知県公立大学法人に係る第3期中期目標を定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、県議会の議決を求めるもの

《条例議案の概要》

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の支給月数の改定をしようとするものである。

2 対象条例

- (1) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (2) 知事等の給与、旅費等に関する条例

3 主要な内容

年間支給月数の引上げ

一般職の職員の期末・勤勉手当の引上げ割合に応じた改定

期末手当の年間支給月数を 0.05 月分引上げ (3.10 月分→3.15 月分)

$$\left(\text{現行の支給月数 (3.10 月)} \times \frac{\text{改定後の一般職の支給月数 (4.20 月)}}{\text{現行の一般職の支給月数 (4.15 月)}} = 3.15 \text{ 月} \right)$$

区分	6 月	12 月	合計
現行	1.55	1.55	3.10
令和4年度	1.55	<u>1.60</u>	<u>3.15</u>
令和5年度以降	<u>1.575</u>	<u>1.575</u>	<u>3.15</u>

4 施行期日等

この条例中令和4年12月期の期末手当に係るものは公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。令和5年度以降の期末手当に係るものは令和5年4月1日から施行する。

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額並びに職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定をしようとするものである。

2 対象条例

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (4) 公立学校職員の給与に関する条例
- (5) 警察職員の給与に関する条例

3 主要な内容

(1) 給料表

初任給及び若年層の給料月額を改定（平均0.21%引上げ）。

(2) 期末手当及び勤勉手当

- ・一般職員の年間支給月数を4.15月から4.20月とする。（+0.05月）

区 分		6月期	12月期	合 計
現 行		期末手当 1.25月 勤勉手当 0.825月 計 2.075月	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.825月 計 2.075月	期末手当 2.50月 勤勉手当 1.65月 計 4.15月
改 正 後	令和4年度	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.825月 計 2.075月	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.875月 計 2.125月	期末手当 2.50月 勤勉手当 1.70月 計 4.20月
	令和5年度 以降	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.85月 計 2.10月	期末手当 1.25月 勤勉手当 0.85月 計 2.10月	期末手当 2.50月 勤勉手当 1.70月 計 4.20月

(注) 特定幹部職員に係る各支給月の勤勉手当の支給月数は、それぞれ期末手当から0.2月を振り替えたものとなる。

- ・再任用職員 2.175月 → 2.20月 (+0.025月)
- ・特定任期付職員及び任期付研究員 3.14月 → 3.18月 (+0.04月)
- ・会計年度任用職員 2.50月 → 2.55月 (+0.05月)

4 施行期日等

公布の日から施行し、3の(1)は令和4年4月1日から、3の(2)の令和4年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和4年12月1日から適用する。ただし、3の(2)の令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和5年4月1日から施行する。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正 高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部改正

【令和4年12月議会 文化国際課】

旅券法改正の概要

○旅券に関する国際的な動向や情報技術の進展を踏まえ、**(1)申請者の利便性の向上、(2)旅券事務の効率化、(3)旅券の信頼性の維持、(4)新型コロナウイルスの感染拡大を含むその他社会情勢の変化に対応した制度の見直し**を図るため、必要な規定の改正を行うもの。

- ①**旅券の発給申請手続等の電子化**（一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届出、渡航書の発給申請をオンライン化）
- ②**未交付の旅券の発行経費の徴収**（旅券の発行後、申請者が6月以内に受領せず、その効力を失った場合に、失効後5年以内に再度、一般旅券の発給を申請した場合に、効力を失った一般旅券の発行経費を徴収する。）
- ③**旅券の査証欄の増補の廃止**（旅券の査証欄の増補を廃止し、元の旅券の残存有効期間と同じ一般旅券を新たに発行できるようにする。）
- ④**旅券の失効に係る例外規定の整備**（国外において6月以内に受領できないやむを得ない事情があるときは、その効力を失わない等。）
- ⑤**大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度**（大規模な災害に際して、申請者の経済的負担の軽減を図るため手数料を減額・免除。）

条例改正の内容

<高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正>

I 旅券の発給申請手続等の電子化への対応

電子手続については、高知県が一括して行う。

→事務の権限移譲をしている2町（東洋町、津野町）には電子手続に関する事務を権限移譲しない。書面手続の事務を引き続き、移譲する。
(改正の内容)

書面での手続事務のみを移譲していることを明確化

II 旅券の査証欄の増補の廃止への対応

→旅券の信頼性担保のため、査証欄の増補が廃止されたので、その事務を権限移譲の事務から除外する。

III 大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度への対応

現在、事務の権限移譲をしている2町（東洋町、津野町）との協議が整ったため、**国の手数料の減免に係る申請の受理**について、新たに権限を移譲する事務に加える。

IV その他（規定の整理等）

旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）の改正により、旅券法施行令及び旅券法施行規則が改正されたことを受け、条ずれ等の規定の整理を行う。

<高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部改正>

I 未交付の旅券の発行経費の徴収への対応

→国と同様に旅券の発行にかかる事務手数料について、県の通常の事務手数料2,000円に、未交付旅券の申請手数料の2,000円を加算する。

(従前の申請手数料)

10年 旅券	国手数料	県手数料
	14,000	2,000

(旅券法等改正後に申請し未交付失効後5年以内に行う申請手数料)

10年 旅券	国手数料 (通常分)	県手数料 (通常分)	+	国手数料 (加算分)	県手数料 (加算分)	=	国手数料 計	県手数料 計
	14,000	2,000		4,000	2,000		18,000	4,000

5年 旅券	国手数料	県手数料
	9,000	2,000

5年 旅券	国手数料 (通常分)	県手数料 (通常分)	+	国手数料 (加算分)	県手数料 (加算分)	=	国手数料 計	県手数料 計
	9,000	2,000		4,000	2,000		13,000	4,000

II 大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度への対応

→改正旅券法に規定された国の手数料の減免と同様に県の手数料についても減免ができる規定を新たに規定

III 規定の廃止等

- ①**旅券の査証欄の増補が廃止されたことから、当該手数料を廃止**
- ②東日本大震災により、旅券を紛失等された対象者のために、震災後、最長10年の旅券の期間において、減免するとなっていた手数料について、10年が経過したことから、国の法改正に合わせて規定を廃止する。
- ③旅券法等の改正を受け、条ずれ等の規定の整理を行う。

施行日

令和5年3月27日（旅券法の施行の日）

高知県手数料徴収条例の一部改正

建築指導課

条例改正の理由

この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）が一部改正されたこと等を考慮し、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料について、認定の申請の単位を建築物全体に統一するとともに、住宅部分に係る手数料に新たな区分を設ける等必要な改正をしようとするものである。

国の制度改正

建築物の省エネ性能に関する各種認定基準をZEH・ZEB基準の水準に引き上げることに伴い、二つの認定制度の申請単位と評価手法が見直された

低炭素建築物新築等計画認定

- 認定の概要：市街化区域等内に限り、使用するときの省エネ性が一定の基準を満たしていることに加えてCO2削減のための措置を有する建築物の計画の認定
- 認定者：高知市域は高知市、その他は高知県
- 認定のメリット：税制優遇、設備機器設置スペースに係る容積率緩和 等

建築物エネルギー消費性能向上計画認定

- 認定の概要：県内全域を対象に、使用するときの省エネ性が一定の基準を満たしていると認められる建築物の計画の認定
- 認定者：高知市域は高知市、その他は高知県
- 認定のメリット：ローン金利優遇、設備機器設置スペースに係る容積率緩和 等

【見直しの内容】

- 共同住宅の一部の住戸のみを認定することなどできたのができなくなった
- 基準への適否を示す方法は計算によるものだけだったのが住宅に限り、より簡易な方法が追加された

➡ **建築物の部分的な認定を廃止** (令和4年10月1日施行)

➡ **住宅について材料の種類や厚さの確認によって評価する方法（仕様確認）を新設** (令和4年11月7日施行)

■ **ZEH・ZEB基準**とは
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス又はビルの略で、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした基準

条例の改正内容

部分的な認定に係る手数料を削除、住宅の仕様確認による認定手数料を追加

施行日 条例の公布の日

■ 認定申請手数料の概要と実績

	認定申請の単位		手数料の額			
			事前審査による適合証が添付されている場合		事前審査による適合証が添付されていない場合	
			実績		実績	
低炭素建築物新築等計画認定 (H24～)	建築物全体 ※建築物を部分的に認定する場合を全て削除	一戸建ての住宅	5,000円	0~7件/年	【標準計算】36,000円 【仕様確認】 18,000円 ※新設	なし
		共同住宅等複合建築物 (住宅又は非住宅部分のみを含む)	住宅の住戸部分 5,000円~174,000円 住宅の共用部分と非住宅部分 10,000円~204,000円	なし	【標準計算】住宅の住戸部分 36,000円~595,000円 住宅の共用部分 112,000円~509,000円 非住宅部分 247,000円~916,000円 【仕様確認】 住宅の住戸部分 18,000円~331,000円 ※新設	
		非住宅建築物	10,000円~204,000円		【標準計算】247,000円~916,000円 【簡易計算】97,000円~482,000円	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定 (H27～)	建築物全体 ※建築物を部分的に認定する場合を全て削除	一戸建ての住宅	5,000円	0~9件/年	【標準計算】200㎡未満35,000円、200㎡以上39,000円 【仕様確認】 200㎡未満18,000円、200㎡以上20,000円 ※新設	なし
		共同住宅等複合建築物 (住宅又は非住宅部分のみを含む)	住宅の住戸部分 5,000円~83,000円 住宅の共用部分と非住宅部分 10,000円~206,000円	なし	【標準計算】住宅の住戸部分 39,000円~288,000円 住宅の共用部分 112,000円~513,000円 非住宅部分 233,000円~892,000円 【仕様確認】 住宅の住戸部分 20,000円~160,000円 ※新設	
		非住宅建築物	10,000円~206,000円		【標準計算】233,000円~892,000円 【簡易計算】89,000円~445,000円	

条例改正の概要

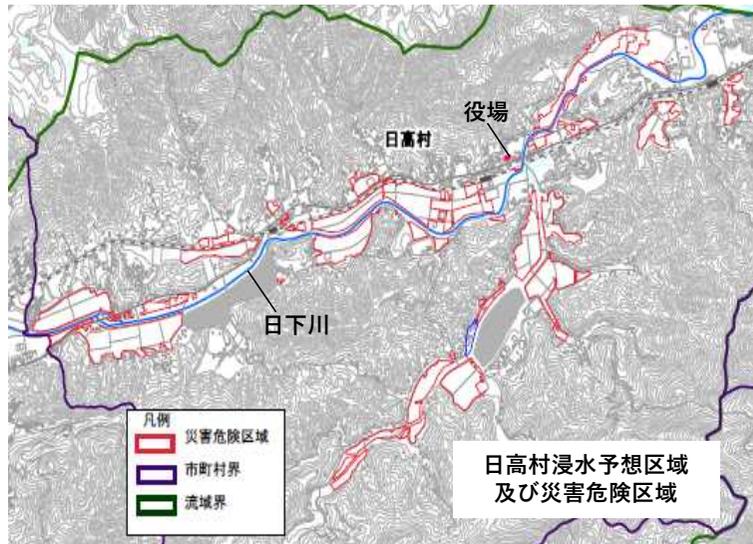
日高村が建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき定めた災害危険区域の指定等に関する条例が施行されることを考慮し、知事の権限に属する事務のうち、同法及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に基づく建築主事に提出すべき計画の通知書等の受理に係る事務を協議の調った同村が処理することができるように必要な改正をしようとするもの

条例の改正内容

施行日 令和5年1月1日

○知事の権限に属する建築確認の手続きの受付等事務の一部を日高村ができるようにする

- ・日高村が実施する事務は、受付・敷地調査・現地確認等
- ・従来から都市計画区域を有する市町村では当該事務を市町村が実施
- ・日高村における建築確認手続きの円滑化



改正の背景

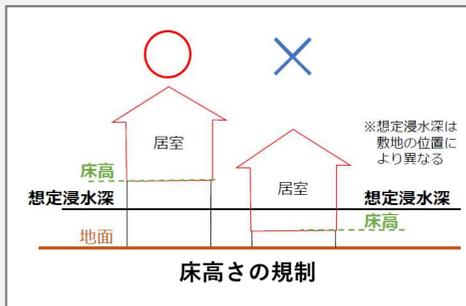
○日高村の条例制定による水害対策（居室の床高さの規制）
村は日高村災害危険区域の指定などに関する条例（令和4年3月制定）により、

- ・日高村浸水予想区域を建築基準法に基づく災害危険区域に指定（令和4年9月に区域を確定）
- ・災害危険区域内に新築等される建築物の居室の床高さを規制【令和5年1月1日施行】

➔ 建築基準法に基づき、従来の項目に加えて床高さ規制の適合性を
県が確認することが新たに必要になった

課題

村全域は都市計画区域外で建築確認手続きが必要な建築行為がごく一部に限られるため、規制への適合性を県が事前に確認することが困難



○県は日高村の災害危険区域を原則全ての建築行為に建築確認手続きが必要な区域に指定

【令和4年12月告示に向けて準備中】

●日高村で建築確認手続きが必要な建築物
《告示前》

- ・学校や病院など多数の方が利用し、200㎡超のもの
- ・木造で3階建て以上又は500㎡超など一定の階数や面積等のもの等（※一般的な規模の木造住宅は含まれない）

《告示後》

区域内は原則全て

区域内の全ての建築物について、手続きに伴う審査で床高さ規制の適合性を確認できるようになる

高知県が当事者である訴えの提起に関する議案について

1 議案の概要

県は、交通信号機柱の復旧工事費の支出に伴い、平成26年12月25日付けで主債務者と連帯保証人に対して、未納金額を金930,960円とする連帯保証契約を締結し、これまで弁済を求めてきたものであるが、同人らによる支払がなされないため、両名に対する訴訟を提起することにつき、県議会の議決を求めるもの。

2 訴えの提起の概要【原告 高知県】

(1) 被告

ア 主債務者（交通事故の当事者）

イ 連帯保証人

(2) 請求の趣旨

本件債権に関する損害賠償請求

（イに対しては、債務不存在確認請求訴訟に対する反訴）

3 債権額

930,960円及び支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

4 経緯

(1) 原因となる交通事故等の概要と修繕費支出の経緯

平成26年1月31日、南国市内において、主債務者により交通信号機柱損壊を伴う単独自損交通事故が発生した。

主債務者の同意を得て、同信号柱の建て替え工事を行い、一時期、主債務者が所在不明であったことから、平成26年9月、県警察が工事金額を支出した。

その後、平成26年12月25日付けで事故当事者を主債務者とし、連帯保証人を付して連帯保証契約を締結。これまで弁済を求めてきたもの。

(2) 連帯保証人による債務不存在確認請求事件の提起

本件債権に係る連帯保証人から、令和4年8月5日付けで高知県を被告として債務不存在確認訴訟が提起され、応訴・係争中。

今後は、主債務者に対しては訴訟を提起、連帯保証人に対しては反訴を提起して、それぞれの債務名義を取得し、債権回収に臨む。

1 財産の出資

R2-R3に、県の施設等整備事業費補助金で建築した県立大学生寮「あふち寮」は、建物は高知県公立大学法人の財産だが、土地については県から法人へ無償貸付を行っている。

地方独立行政法人法の規定に基づき、高知県公立大学法人にあふち寮の土地を出資する。

<地方独立行政法人法第6条（財産的基礎）>

地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

- 2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。
- 3 設置団体は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

<地方自治法第96条（議決事件）>

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

2 不要財産の出資等団体への納付

大学法人は、保有する寄宿舍及び教員宿舍等について、老朽化やそれに伴う大規模補修や耐震化の必要性及び周辺住環境の変化等を総合的に勘案し、その利用を廃止した。

地方独立行政法人法の規定に基づき、これらの不要財産について、県へ納付する。

<地方独立行政法人法第42条の2（出資等に係る不要財産の納付等）>

地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設置団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体に納付するものとする。

- 5 設置団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 高知県公立大学法人定款の変更

大学法人の定款別表において出資財産を規定しており、今回の変更を反映させるため、定款の変更を行う。

<地方独立行政法人法第8条（定款）>

地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 資本金、出資及び資産に関する事項

(10)・(11) 略

- 2 定款の変更は、設立団体（中略）の議会の議決を経て（中略）総務大臣（中略）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

※公立大学法人の場合は、総務大臣に加えて文部科学大臣の認可が必要（同法第80条）

※議決後、総務省及び文部科学省に定款変更認可申請を行う。

高知県土地開発公社の解散に伴う関連議案について（12月議会提出）

用地対策課

1. 高知県土地開発公社の概要

- ・ 県の100%出資（基本財産10,000千円）により、昭和48年3月31日に設立
- ・ 現在の公社は、四国8の字ネットワークの用地先行取得事業（用地国債）を国（四国地方整備局）から受託

2. これまでの経緯

平成27年度：県政運営指針において、廃止を前提に公社の在り方を検討

平成29年度：県の公社に対する貸付金の債務処理及び公社存廃の方向性を県議会で説明

令和4年度：9月議会で公社の令和4年度末（R5.3.31）解散に向けた今後の対応を説明

3. 今後の対応

（1）公社の解散に向けた手続

- ① 解散手続：県議会の解散議決、国（総務省・国交省）の解散認可
- ② 公社の債権債務処理：公社の四国地方整備局との契約上の地位を県に譲渡、公社の金融機関に対する債務を県が免責的に引受

（2）公社の解散後の手続

- ① 清算手続：解散及び清算人就任登記、清算人会の開催、清算結了
- ② 残余財産の帰属：公社定款により、清算手続において残余財産がある場合は県に帰属

（3）公社が取得した先行取得用地の処分及び金融機関への債務償還（令和5～7年度）

4. 12月議会提出議案

（1）高知県土地開発公社の解散に関する議案

- ・ 高知県土地開発公社を解散することについて、県議会の議決を求める。

（2）県有財産（土地）の取得に関する議案

- ・ 公社が取得した先行取得用地（工区：①南国安芸道路、②安芸道路、③窪川佐賀道路）の譲与を県が受ける。
- ・ その前段として、用地先行取得契約に関して、県及び公社において、契約上の地位の譲渡契約を締結することについて、四国地方整備局から承諾を得る。

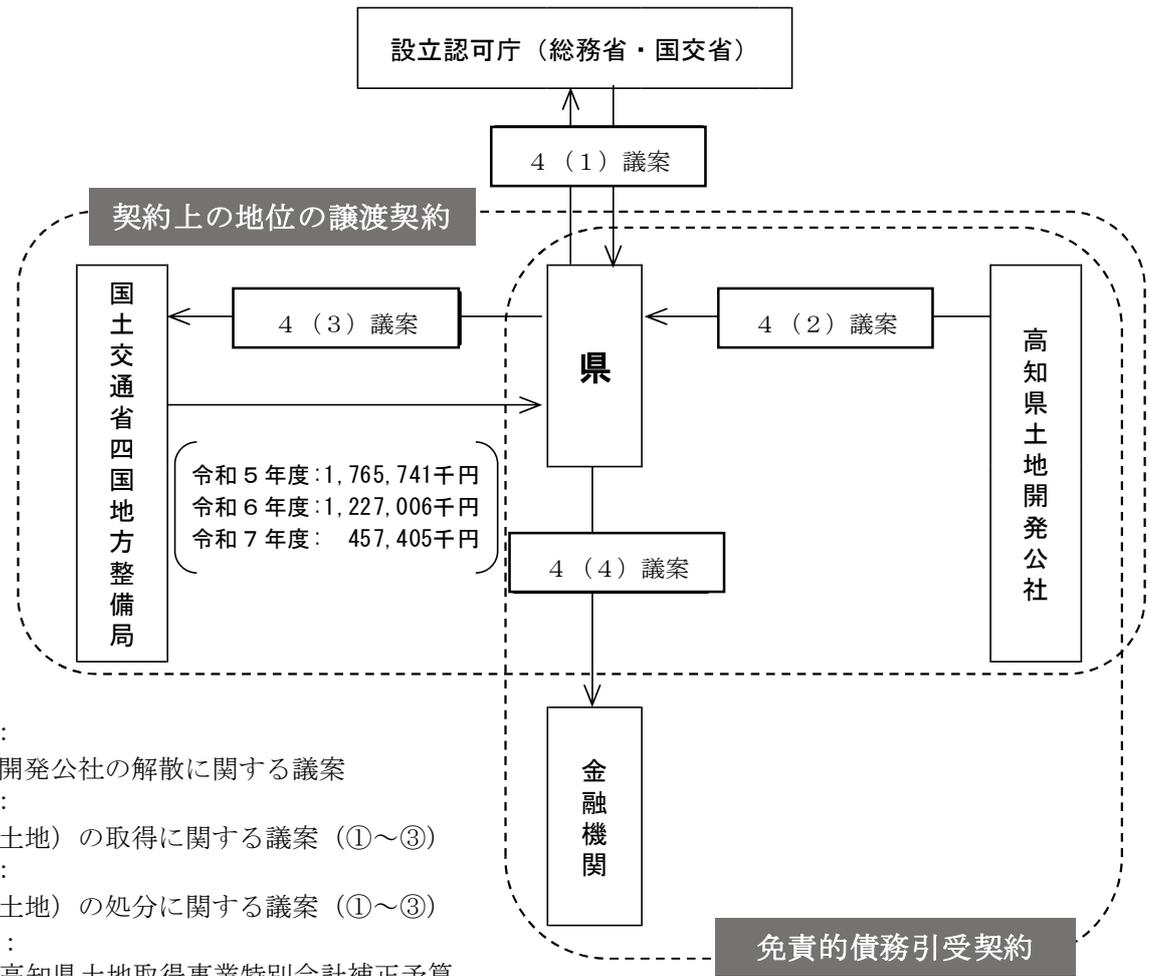
（3）県有財産（土地）の処分に関する議案

- ・ （2）の譲与を受ける先行取得用地について、四国地方整備局が令和5～7年度に分割して買い取るため、当該土地を処分する。（①南国安芸道路、②安芸道路、③窪川佐賀道路）
- ・ 四国地方整備局から支払われる費用を金融機関への償還金に充当する。
（R5:約17.7億円、R6:約12.3億円、R7:約4.6億円（※金利を含む））
- ・ その前段として、県、公社及び金融機関において、免責的債務引受契約を締結する。

（4）令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

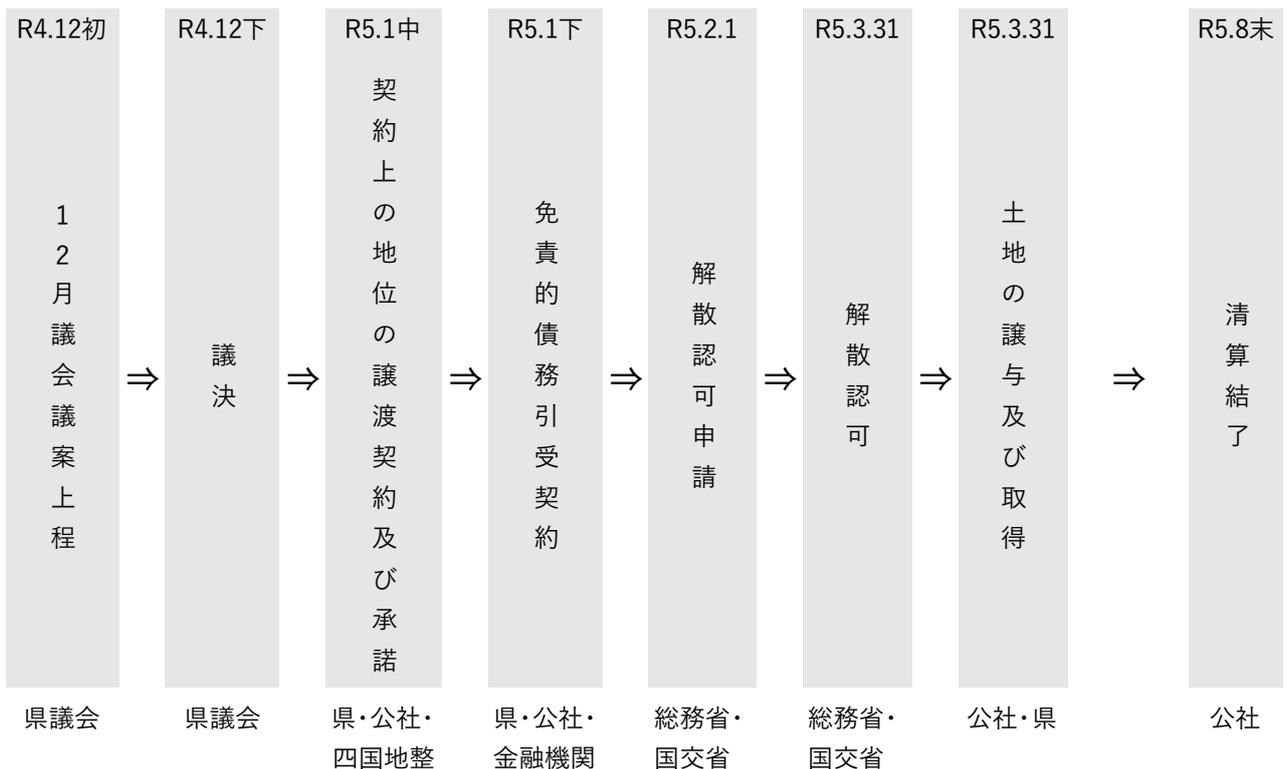
- ・ （3）の実施に際し、金融機関への債務償還を行うための予算（令和5～7年度の債務負担行為）を確保する。

5. 高知県土地開発公社解散に伴う手続スキーム



- 4（1）議案：
高知県土地開発公社の解散に関する議案
- 4（2）議案：
県有財産（土地）の取得に関する議案（①～③）
- 4（3）議案：
県有財産（土地）の処分に関する議案（①～③）
- 4（4）議案：
令和4年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

6. 今後の手続の流れ・スケジュール



大学法人の業務運営に関するPDCA

中期目標：設立団体（県）→大学法人【指示】

6年間の目標（R5-R10）

中期目標を制定するにあたり、県は評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない（大学法人の意見にも配慮）

地方独立行政法人法
(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

中期計画：大学法人→設立団体（県）【認可】

6年間の計画（R5-R10）

認可するにあたり、評価委員会の意見を聴く
中期計画終了後に実績報告を取りまとめ、評価委員会の評価を受ける

地方独立行政法人法
(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

年度計画：大学法人→設立団体（県）【届出】



法人は中期計画を達成するために、各年度ごとに年度計画を作成し県に届出る
年度計画については、各年度ごとに実績報告を取りまとめ評価委員会の評価を受ける

地方独立行政法人法
(年度計画)

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- ①地域に開かれた知の拠点として教育研究を行い、その成果を社会に還元する
- ②県民の期待に応える魅力的な大学づくり（地域協働の推進、学び直し機能の強化など）
- ③県の施策との連携（産学官民連携の推進、地方創生の推進、県内高校生の受入促進、県内企業への就職促進、デジタル化、グリーン化、グローバル化の推進、SDGsへの対応など）
- ④県内教育機関との連携（高大連携・小中学校への情報発信など）
- ⑤法人のガバナンス強化（事務の効率化、大学間連携の推進など） ※下線は第2期からの変更点
- ⑥コンプライアンスの徹底（個人情報の取り扱いの見直し など）

第3期中期目標制定スケジュール

R4年度

- 4月～7月 高知県と大学法人とのワーキンググループによる中期目標案作成
- 8月 中期目標案に対する評価委員会の意見を聴取
- 10月 中期目標案に対する大学法人の意見を聴取
- 12月議会 中期目標の制定について（議案）
- 12月 大学法人に対して中期目標を指示
- 1月 大学法人から中期計画の認可申請
- 2月 認可にあたり中期計画について評価委員会から意見を聴取
- 2月～3月 中期計画の認可
- 3月末 大学法人からR5年度計画の届出

評価委員会とは

大学法人の実績に対する評価のほか、中期目標の指示、中期計画の認可などにあたっての意見聴取が主な業務

地方独立行政法人法

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(評価委員5名)

- 森下 勝彦 (株)高知銀行取締役会長 ※委員長
- 宮田 速雄 (株)高知新聞社相談役
- 菱沼 典子 聖路加国際大学 名誉教授
- 寺田 寛 公認会計士・税理士
- 井瀬 潔 高知工業高等専門学校校長

令和4年度 12月補正予算（案）の概要



令和4年11月
高知県総務部財政課

令和4年度 12月補正予算（案）の概要

一般会計総額 32,201百万円
(債務負担行為額 5,176百万円)

- 地方創生臨時交付金を活用し、原油価格や物価の高騰により影響を受けている事業者の支援を一層強化
- 国の総合経済対策による財源を活用し、防災・減災対策に資するインフラ整備を加速するとともに、子育て支援の取組を推進

1. 原油価格・物価高騰対策

3,408百万円
(債務負担行為額 67百万円)

(1) 構造転換に向けた支援

- ◆新分野への事業展開やデジタル化に取り組む事業者を支援
- ◆農業・水産業分野における照明器具のLED化や、路線バス事業者の電気バス導入を支援

(2) 原油価格等高騰の影響軽減に向けた支援

- ◆コロナ関連融資の借換えをはじめ、経営の苦しい事業者の資金繰りと収益力改善に向けた取組を支援
- ◆燃油や飼料価格等の高騰の影響を受けている農業者や漁業者、公共交通事業者を支援
- ◆電気料金等の高騰の影響を受けている私立学校や一般公衆浴場を支援

など

2. 国の総合経済対策への対応

23,814百万円

- ◆国の5か年加速化対策を活用し、防災・減災対策に資するインフラ整備を加速
- ◆市町村が行う出産・子育てに係る給付や、幼稚園等における送迎用バスへの安全装置の設置を支援

など

3. その他

4,979百万円
(債務負担行為額 5,109百万円)

- ◆県立学校（中村中学校、清水高等学校）の整備を着実に推進
- ◆台風14号により被害が発生した防波堤や道路等の復旧工事を実施

など

12月補正予算（案）の全体像

(単位 千円、%)

歳入

区 分	令 和 4 年 度					前年度12月補正後 (追加分含む) (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額			計 (A+B=C)		
		通常分	経済対策分	小計(B)			
(1) 一般財源	324,249,172	2,124,761	714,866	2,839,627	327,088,799	323,069,542	1.2
県 税	70,096,774				70,096,774	62,999,079	11.3
地方消費税清算金	33,755,092	661,018		661,018	34,416,110	34,418,882	△ 0.0
地方譲与税	14,352,293				14,352,293	10,249,164	40.0
地方交付税等 ^(ア+イ)	183,131,044	1,457,810	714,866	2,172,676	185,303,720	201,247,000	△ 7.9
(うち地方交付税) ア	(176,326,044)	(1,457,810)	(714,866)	(2,172,676)	(178,498,720)	(179,629,000)	(△ 0.6)
(うち臨時財政対策債) イ	(6,805,000)				(6,805,000)	(21,618,000)	(△ 68.5)
財調基金取崩	9,873,309				9,873,309	3,023,854	226.5
その他	13,040,660	5,933		5,933	13,046,593	11,131,563	17.2
(2) 特定財源	180,715,421	6,262,669	23,099,166	29,361,835	210,077,256	202,281,074	3.9
国庫支出金	106,538,601	6,725,070	12,250,949	18,976,019	125,514,620	116,269,136	8.0
県 債 工 才	48,109,000	△ 655,000	10,302,000	9,647,000	57,756,000	54,981,000	5.0
(うち行政改革推進債・ 退職手当債)	(4,000,000)				(4,000,000)	(3,000,000)	(33.3)
減債基金(ルール外分)等カ	587,353				587,353	4,499,364	△ 86.9
その他	25,480,467	192,599	546,217	738,816	26,219,283	26,531,574	△ 1.2
総計 (1)+(2)	504,964,593	8,387,430	23,814,032	32,201,462	537,166,055	525,350,616	2.2
県債計 (イ+I:再掲)	54,914,000	△ 655,000	10,302,000	9,647,000	64,561,000	76,599,000	△ 15.7
財源不足額 (ウ+J+カ:再掲)	14,460,662				14,460,662	10,523,218	37.4

(単位 千円、%)

歳出

区 分	令 和 4 年 度					前年度12月補正後 (追加分含む) (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額			計 (A+B=C)		
		通常分	経済対策分	小計(B)			
(1) 経常的経費	408,095,506	6,251,572	1,170,672	7,422,244	415,517,750	408,622,127	1.7
人 件 費	113,132,953	515,693		515,693	113,648,646	116,262,097	△ 2.2
(うち退職手当を除く)	(100,574,675)	(515,693)		(515,693)	(101,090,368)	(102,409,141)	(△ 1.3)
扶 助 費	13,156,295				13,156,295	12,697,938	3.6
公 債 費	65,125,894				65,125,894	64,203,009	1.4
その他	216,680,364	5,735,879	1,170,672	6,906,551	223,586,915	215,459,083	3.8
(2) 投資的経費	96,869,087	2,135,858	22,643,360	24,779,218	121,648,305	116,728,489	4.2
普通建設事業費	90,363,343	957,299	22,643,360	23,600,659	113,964,002	109,776,028	3.8
補助事業費	58,710,881	△ 569,877	22,556,767	21,986,890	80,697,771	81,133,543	△ 0.5
単独事業費	31,652,462	1,527,176	86,593	1,613,769	33,266,231	28,642,485	16.1
災害復旧事業費	6,505,744	1,178,559		1,178,559	7,684,303	6,952,461	10.5
総計 (1)+(2)	504,964,593	8,387,430	23,814,032	32,201,462	537,166,055	525,350,616	2.2

－ 主要な事業の概要 －

○原油価格・物価高騰対策

- ・ 事業者への支援（中小企業等、農業・漁業者、その他事業者等）

P5~8

○国の総合経済対策への対応

P9

- ・ 防災・減災対策に資するインフラ整備の加速

○国の総合経済対策への対応・その他の主な事業

P10

○その他の主な事業

P11

○指定管理者への県有施設の管理運営委託

P12

○グリーンボンドの発行

P13

原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業等を支援するため、新たな取組へのチャレンジやデジタル化の取組への補助を実施

新事業チャレンジへの支援

R4当初予算とR4.6月補正で772,100千円を採択済み

拡 新事業チャレンジ支援事業費補助金 1,504,784千円

[工業振興課]

厳しい状況にある中小企業等が行う、設備投資を伴う新製品・新サービスの開発や新分野進出などの取組を幅広く支援

補助先：新たな取組にチャレンジする中小企業等

補助率：①再構築枠 中小2/3以内、中堅1/2以内（上限30,000千円）

②一般枠 1/2以内（上限15,000千円）



拡充内容

- 新たなチャレンジと一体的に賃上げを行う事業者について、「賃上げ加算」により補助率等を拡充

要件

- 令和5年度中に賃上げし、従業員への給与支給総額が賃上げ前決算比で2.0%増加する中小企業等

※賃上げ前後の事業年度において継続雇用されている従業員について比較

補助率：①再構築枠 中小3/4以内、中堅2/3以内（上限35,000千円）

②一般枠 2/3以内（上限20,000千円）

デジタル化の取組への支援

新 デジタル技術活用促進事業費補助金 311,322千円

[産業デジタル化推進課]

一般枠

生産性の向上に資するITツールの導入やインフラの整備等を支援

補助先：県内中小企業等

補助率：1/2以内（上限4,500千円）

※国補助金活用の場合は合わせて最大3/4以内

【活用イメージ】

- ・ペーパーレス化による業務の効率化
- ・在庫情報のデータ化による在庫ロスの削減など

デジタル化加速枠

製品開発やビジネスモデルの変革などの新たな付加価値を生み出すデジタル化事業を支援

補助先：県内中小企業等

補助率：2/3以内（上限10,000千円）

※国補助金活用の場合は合わせて最大3/4以内

【活用イメージ】

- ・センサーを取り付けた機械を開発し、データ（顧客の利用状況）に基づくプッシュ型保守サービスの提供など

新 インボイス対応IT導入補助金 160,000千円

[経営支援課]

来年10月から始まるインボイス制度に対応するための会計ソフト等の導入を支援

補助先：県内中小企業等

補助率：国補助金の自己負担分の2/3以内(上限250千円)

※国の令和4年度17次締切分（令和5年2月7日交付決定予定）以降のIT導入補助金(デジタル化基盤導入枠)を活用している者が対象

※令和4年11月30日以降に適格請求書発行事業者の登録申請を行い、県補助金の実績報告までに適格請求書発行事業者登録が完了している者が対象

- 全国知事会との連携した政策提言などにより、国は総合経済対策において、コロナ関連融資等の借換え需要を見据えた「新たな借換保証制度」を創設
- 経営状況が厳しい事業者を対象に、県独自に保証料を上乗せ補給し、資金繰りと収益力改善に向けた取組を支援

1. 国の「新たな借換保証制度」の概要 ※詳細は国において検討中

【対象者】

- ・国のコロナ関連融資や、他の保証付融資からの借換えを検討する者
- ・金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者

【融資上限】 1億円

【保証料率】 0.2%等

【保証期間】 最大で10年

【据置期間】 最大で5年

【開始時期】 検討中

2. 県の取組

- ・国の「新たな借換保証制度」を県制度融資のメニューに位置づけ
- ・経営状況の厳しい事業者（セーフティネット保証4号の認定を受けた事業者）を対象に、**保証料を県が0.2%上乗せ補給**

ポイント セーフティネット保証4号※の認定を受けた場合：**保証料0.0%**

※認定要件：最近1ヶ月の売上高等がコロナ禍前と比較して20%以上減少等
(金利については、国の制度の詳細が公表され次第、金融機関と調整のうえ決定)

新制度の 特徴

- ・ **保証料ゼロ**または**低い保証料**で資金調達が可能
- ・ 借り換えによる、**月々の返済負担や保証料負担の軽減**
- ・ 金融機関の伴走支援により**事業者の収益力改善**

3. 借換え見込み ※R5年度借換え分についてはR5当初予算で対応予定

①令和4年10月末時点の残高

	件数	金額	返済開始時期
国コロナ融資	6,065件	947億円	R5.5月から本格化
県コロナ融資	1,740件	586億円	R6.3月から本格化
合計	7,805件	1,533億円	

②借換え見込み 749億円（うちR4年度借換え分81億円）

- ・国・県コロナ融資：1,533億円× $\frac{1}{3}$ ×1.1（追加借入分）=562億円
※金融機関ヒアリングより推計
- ・その他既存融資等：伴走支援型特別保証融資の利用実績から令和5年1月から令和6年3月までの利用見込みを推計=187億円

③うちセーフティネット保証4号 387億円（うちR4年度分42億円）

- ・利用見込み749億円×51.6%=387億円
※伴走支援型特別保証融資の利用実績のうちセーフティネット保証4号を利用している割合に基づき推計

4. 予算額（12月補正） ※R4年度借換え分

融資枠 81億円 現年 21,514千円 債務負担行為 43,026千円

原油価格・物価高騰の影響を受けている農業者や漁業者を支援するため、燃油や肥料・配合飼料の購入経費への補助や電気料金高騰対策を実施

燃油高騰等への支援

燃油や肥料・配合飼料の購入経費への支援を一層拡大
663,451千円

- 拡** ①施設園芸燃油高騰緊急対策事業費補助金等 280,897千円
 < ■ 燃油 > 補助先：農業者団体等（農業者）
 補助内容：セーフティネット積立金の1/2相当
 対象期間：R5.2～R5.4
 < ■ LPガス > [環境農業推進課ほか]
 補助先：農業者
 補助内容：価格上昇分の1/2相当
 対象期間：R5.2～R5.4
 (参考)これまでの対象期間：R4.11月～R5.1月【6月補正】
- 拡** ②肥料高騰緊急対策事業費補助金 202,253千円 [環境農業推進課]
 補助先：農業者団体
 補助内容：肥料コスト増加分の1/10
 対象期間：R4.11～R5.5（春肥分）
 国の補助制度（肥料コスト増加分の7/10）にあわせて補助
 (参考)これまでの対象期間：R4.6月～10月（秋肥分）【9月補正】
- 拡** ③配合飼料高騰激変緩和対策事業委託料 63,600千円 [畜産振興課]
 委託先：（一社）高知県配合飼料価格安定基金協会 等
 事業内容：配合飼料価格の実質負担増加分の1/2相当（上限6千円/t）を配合飼料の契約数量に応じて支援
 対象期間：R5.1～R5.3
 (参考)これまでの対象期間：R4.7月～12月【9月補正】
- 拡** ④燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料 116,701千円 [水産業振興課]
 委託先：漁業協同組合等
 事業内容：セーフティネット発動時の漁業者負担分の1/2相当を過去の購入数量に応じて支援
 対象期間：R5.1～R5.3
 (参考)これまでの対象期間：R4.7月～12月【6月補正】

電気代高騰への支援

新 農協や漁協等の将来的なエネルギーコスト縮減等に向けた支援
241,944千円 [農産物マーケティング戦略課ほか]

①電気料高騰緊急支援給付金 32,099千円

集出荷施設や漁協の製氷施設等にかかる電気代を支援

補助先：農業協同組合、地方卸売市場、漁業協同組合
 補助率：電気料金高騰相当額の1/2以内
 対象期間：R4.10～R5.3



②省エネルギー化推進事業費補助金 209,845千円

集出荷施設や水産物卸売市場などの照明器具のLED化を支援

補助先：農業協同組合、地方卸売市場、漁業協同組合
 補助率：2/3以内



将来的なエネルギーコスト縮減へ

<JA高知県土佐山田集出荷場> (LED化済)



<高知県漁協清水統括支所> (LED化済)



原油価格・物価高騰の影響を受けている公共交通事業者の設備投資等を支援するとともに、私立学校や一般公衆浴場に対して給付金を支給

公共交通事業者等への支援

新 電気バス導入緊急支援事業費補助金 157,679千円

[交通運輸政策課]

路線バス事業者の電気バスの導入経費を補助

補助先：路線バス事業者等（4台分）
補助率：定額（国補助額を除く自己負担分の10/10）



新 公共交通活性化緊急支援事業費補助金 143,500千円

[交通運輸政策課]

○バスロケーションシステム導入 13,502千円

バスの位置情報を地図上に表示するシステムの導入経費を補助

補助先：路線バス事業者
補助率：定額（国補助額を除く自己負担分の10/10）

○ICカード「ですか」の車載器更新 129,998千円

ICカード「ですか」の車載器更新に係る経費を補助

補助先：（株）ですか、路線バス事業者
補助率：2/3又は10/10

各種検索サイト
と連携可能に

拡 公共交通利用促進啓発事業委託料 22,062千円

[交通運輸政策課]

高速バスのパークアンドライド利用促進に向けた広報・キャンペーンを実施

委託先：広告代理店
委託内容：パークアンドライドで高速バスを利用した方を対象とするキャンペーン（R5.2～3月にプレゼントキャンペーンや割引クーポンを販売）の実施

私立学校等への支援

新 私立学校電気料高騰緊急支援給付金 10,306千円

[私学・大学支援課]

私立学校に対して、電気使用量に応じて電気代を支援

補助先：私立小・中・高・特別支援学校・専修学校を設置する学校法人等（21校）
補助率：電気料高騰相当分の1/2
対象期間：R4.10～R5.3

新 公衆浴場物価高騰緊急支援給付金 200千円

[薬務衛生課]

入浴料金の統制を受ける一般公衆浴場（銭湯）に対して、光熱費等を支援

対象：県内（高知市を除く）の一般公衆浴場（銭湯）2施設【四万十市・土佐清水市】
給付額：100千円/施設

新 土地改良施設電気料高騰緊急支援給付金 2,038千円

[農業基盤課]

土地改良区に対して、電気使用量に応じて電気代を支援

補助先：土地改良区（29改良区）
補助率：電気料高騰相当分の1/2
対象期間：R4.4～R4.12のうち、任意の連続する6ヶ月間

拡 無床診療所物価高騰緊急対策給付金 19,900千円

[医療政策課]

材料費高騰の影響を受けた歯科をはじめとする無床診療所に対して、給付金を追加支給

対象：無床診療所（医科：239施設、歯科：159施設）
給付額：5万円/施設 ※県が開設許可等を行う民間施設等が対象

(参考)これまでの給付額 訪問診療あり：15万円、訪問診療なし：10万円

国の5か年加速化対策を活用し、
防災・減災対策に資するインフラ整備を加速

補正額：226億円 (うち5か年加速化対策221億円)

〈国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に係る公共事業予算規模と本県予算の比較〉

- ①国の5か年加速化対策予算は、R3年度と同規模
- ②本県の加速化対策の全国シェアは、R3年度と同水準を確保

	R2年度	R3年度	R4年度
国予算	1兆6,500億円	1兆2,500億円	1兆2,500億円
県予算	(※)2月補正 265億円	(※)12月補正 222億円	(※)12月補正 221億円
シェア率	1.60%	1.77%	1.77%

道路事業 (91.9億円)

- 8の字ネットワークを構成する道路等の整備を促進
 - ・国道493号(北川道路)、窪川佐賀道路 ほか4路線
- 緊急輸送道路等における落石対策を計画的に推進
 - ・県道安田東洋線(安田町～北川村)ほか32路線



【北川道路】
など(8の字ネットワークの整備)

港湾・海岸・漁港事業 (34.4億円)

- 港湾施設の地震・津波対策等を推進
 - ・高知港 ほか4港
- 海岸保全施設の地震・津波対策等を推進
 - ・高知港海岸 ほか7海岸
- 漁港施設の台風・低気圧対策等を推進
 - ・安芸漁港(安芸市)ほか9漁港



【高知港海岸】
(浦戸湾の三重防護対策)

河川事業 (55.5億円)

- 河川の堤防や水門・排水機場の地震・津波対策を推進
 - ・国分川(高知市) ほか5河川
- 豪雨等による被害を最小限に食い止めるため、河川改修を推進
 - ・安芸川(安芸市) ほか2河川 など



【国分川】
(河川堤防の耐震対策)

耕地事業 (9.1億円)

- 農業用ため池の耐震工事等を実施
 - ・香美市2期地区ほか18地区



【香美市2期地区】
(ため池の耐震対策)

砂防事業 (20.9億円)

- 防災上重要な施設を土砂災害から保全するため、砂防関係施設の整備を推進
 - ・十二所谷川(本山町) ほか52箇所



【十二所谷川】
(砂防堰堤の整備)

造林・治山・林道事業 (13.1億円)

- 間伐など多様な森林整備を推進
 - ・東洋町 ほか32市町村
- 山地災害の復旧整備を推進
 - ・安芸市(三津) ほか11箇所
- 林道整備を推進
 - ・林道河口落合線(香美市) ほか8路線



【林道河口落合線】
(林道整備の推進)

都市公園事業 (0.7億円)

- 都市公園の整備を推進 春野総合運動公園 ほか2公園

新

① 妊娠出産子育て支援事業費補助金 428,965千円

[子育て支援課]

妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対する、出産育児関連用品の購入費助成（妊娠届・出産届出時各5万円で計10万円）等への支援を実施

補助先：市町村

補助率：5/6（国2/3含む）

対象者：妊婦・子育て家庭（R4.4月以降の出産を対象）



新

② 送迎用バス等への安全装置の設置支援 32,880千円

[幼保支援課ほか]

子どもの安全対策のため、送迎用バス等へのブザーなどの安全装置の設置にかかる経費を補助

補助先：幼稚園・幼稚園型認定こども園、認可外保育施設（24園、42台）

県立特別支援学校等（8校、32台）

障害児通所施設（32事業所、32台）

小学校、中学校（84校、138台）

補助額：定額（国の定める基準額を上限）



拡

③ 県立学校の整備 【債務負担（R4～R6）1,434,113千円】

[高等学校振興課]

(1) 県立中村中学校の教育環境の改善及び学校給食を実施するための新たな教室棟の建築工事を実施

【整備の概要】

- ・バリアフリー対応や生徒の見守りを充実するための普通教室の整備
- ・学校給食を実施（R6～）するための食堂の整備 など

<建築費> 約5.9億円

<工事期間> R5.3月～R6.1月予定

(2) 清水高等学校を高台へ移転するために実施する新校舎等の建築工事費用を資材高騰等に伴い増額

【整備の概要】

- ・南海トラフ地震による津波被害から確実に生徒・教職員を守るために、清水高校を高台へ移転（県立高等学校再編振興計画後期実施計画に基づく整備）

<建築費> 約37.7億円

<工事期間> R5.3月～R6.8月予定

拡

④ 台風14号による被害への対応 1,178,559千円

[道路課ほか]

台風14号により被害が発生した防波堤や道路等の復旧工事を実施

(1) 漁港施設災害復旧事業：安芸市安芸漁港ほか11漁港

(2) 公共土木施設（道路）災害復旧事業：県内112路線 など

拡 ① 観光需要喚起事業実施委託料 3,310,763千円

[観光政策課]

国の全国旅行支援の対象期間延長に対応するため、高知観光トク割キャンペーンの期間延長に必要な予算を増額

※キャンペーンの終期や延長後の割引率、クーポン配布金額等は、国の制度に基づき決定

新 ② 高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議開催委託料
【債務負担 (R4~R5) 4,400千円】

[交通運輸政策課]

高知龍馬空港国際線ターミナルの整備方針を再検討する「高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議」の運営を委託

委託先 : 日本空港コンサルタンツ(株)

委託内容 : 県や空港関係機関等で構成する検討会議において、専門的な知見を生かした会議運営の補助や資料作成等

<検討のスケジュール (予定) >

- ・R4.12月以降 : 検討会議 (R5年夏頃までに計5回開催)
- ・R5.2月 : 中間報告
- ・R5.6月 : 最終報告

拡 ③ IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金

【債務負担 (R4~R7) 108,592千円】 [産業デジタル化推進課]

④ 企業立地促進事業費補助金等

【債務負担 (R4~R9) 730,752千円】

[企業誘致課]

企業立地が当初の想定を上回る見込みであるため、初期費用や新規雇用に対する補助制度の予算を増額

【③IT・コンテンツ】: 当初予算57,182千円(3社相当)
→12月補正後 165,774千円(5社相当)

【④企業立地】: 当初予算3,800,000千円(7社相当)
→12月補正後 4,530,752千円(10社相当)



拡 ⑤ 高知龍馬マラソン開催事業費補助金 26,934千円

[スポーツ課]

高知龍馬マラソン2023の参加申し込み数が当初の見込を下回り、参加料収入が減少することに伴い、大会開催に必要な経費を補助

補助先 : 高知龍馬マラソン実行委員会

拡 ⑥ 介護事業所等へのサービス継続のためのかかり増し経費の支援
173,497千円

[長寿社会課ほか]

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス、障害福祉サービスの継続を図るため、緊急時の人材確保など通常想定されないかかり増し費用等を支援

新 ⑦ マイナポイント等の申請サポート 18,931千円

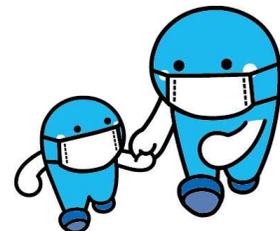
[市町村振興課]

県内の量販店等において、マイナポイント等の申請サポートを実施

実施期間 : R5.1.28~2.26の間の土日 (各4会場、合計20会場)

拡 【公営企業会計】
公営企業局所管施設 (県立病院等) の電気使用料を増額
102,846千円

[県立病院課ほか]



1. 指定管理制度を導入している県有施設について、令和5年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める

区分	No.	県有施設名	指定管理候補者	選定方法	指定期間(年度)	管理運営委託料【債務負担行為】(単位：千円)	所管課
新規	1	四国カルスト県立自然公園公園施設	(一財)天狗荘	直指定	R5～R7	15,792	自然共生課
継続	2	人権啓発センター	(公財)高知県人権啓発センター	公募	R5～R9	56,812	人権・男女共同参画課
	3	埋蔵文化財センター	(公財)高知県文化財団	直指定	R5～R9	257,945	歴史文化財課
	4	高知公園	入交グループ高知公園管理組合	公募	R5～R9	166,601	歴史文化財課
	5	高知県立足摺海洋館	(株)高知県観光開発公社	公募	R5～R9	407,868	地域観光課
	6	森林研修センター(研修館)	(公財)高知県山村林業振興基金	公募	R5～R9	43,710	森づくり推進課
	7	池公園	(株)双葉造園	公募	R5～R9	37,331	公園下水道課
	8	室戸体育館	(株)双葉造園	公募	R5～R7	24,747	公園下水道課
	9	甲浦港海岸緑地公園	東洋町	公募	R5～R9	13,657	港湾・海岸課
	10	手結港海岸緑地公園	(株)ヤ・シイ	公募	R5～R9	26,300	港湾・海岸課
	11	塩見記念青少年プラザ	(特非)たびびと	公募	R5～R9	103,635	生涯学習課
11施設			合計		1,154,398		

2. 光熱費等の高騰及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県有施設について、本年度の管理運営委託料を増額する

県有施設名	予算額 (単位：千円)
①美術館、②県民文化ホール、③歴史民俗資料館、④坂本龍馬記念館、⑤高知城歴史博物館、⑥高知公園、⑦県民体育館、⑧武道館、⑨弓道場、⑩牧野植物園、⑪のいち動物公園、⑫春野総合運動公園 計12施設	149,317

・光熱費等の高騰による支出の増加及び新型コロナウイルス感染症の影響による利用料収入の減少で、経費の削減等を行ってもなお本年度の収支赤字が見込まれる県有施設について、収支赤字見込額を限度に管理運営委託料を増額する

四国初となるグリーンボンドを令和5年3月に発行します

「財政課」

12月補正予算額 2,750千円

1 概要

★四国初※となるグリーンボンドを50億円発行

※ R4.11月末時点

【ポイント】

- 県債の購入を通じ、地元企業と投資家の県政参画を推進するとともに、脱炭素化に取り組む機運の醸成につなげる
- 「グリーン化」を推進する本県の姿勢を広くPRする



高知県グリーンボンドの発行概要（予定）

発行金額	50億円
条件決定・発行月	令和5年3月
償還期限	5年（満期一括償還）
主幹事会社	みずほ証券(株)、野村證券(株)、SMBC日興証券(株)
購入対象	地元企業や機関投資家

「グリーンボンド」とは？

地球温暖化をはじめとする、環境的問題の解決に資する事業に要する資金の調達のために発行する債券を「グリーンボンド」と言います。



2 資金使途（予定）

- グリーンボンド発行により調達した資金は、以下の事業に充当予定です。

- 再生可能エネルギーに関する事業（太陽光発電の導入など）
- 温室効果ガスの排出削減対策を目的としたグリーンな輸送に関する事業
- 自然災害の防止を目的とした気候変動への適応に関する事業 等



太陽光発電の導入



高潮対策



土砂崩れ対策

3 発行までの流れ

令和4年12月 対象プロジェクトの選定

令和5年2月 外部評価機関による適合性評価
グリーンボンドフレームワークの公表

令和5年3月 条件決定、発行



4 12月補正予算

- 市場公募地方債第三者評価業務委託料 2,750千円
グリーンボンドを発行するため、市場公募債外部評価業務を委託

お問い合わせ先 高知県 総務部 財政課（公債・基金グループ）

TEL 088-823-9342 E-mail 110401@ken.pref.kochi.lg.jp

「高知県グリーンボンド」に関する情報は、高知県財政課ホームページをご覧ください

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110401/irjyouhou-index.html>

高知県 IR情報

検索